



地区ガバナー経費払戻しにおける 支払いの対象となる経費/対象とならない経費

支払いの対象となる経費

以下の会議と訪問は、地区ガバナー経費払戻しの対象となります。

- 6回の地区会議 (D)
- 3回の複合地区会議 (M)
- クラブ訪問 (C)
- 新クラブ結成 (O)
- 国際会長あるいは第一、第二、第三副会長による自分の地区への訪問 (EO)
- 副地区ガバナーは、クラブ訪問の場合に限り、経費の支払いを受けることができます。

支払いの対象とならない経費

- 第一副地区ガバナーおよび第二副地区ガバナーは、地区および複合地区の会議に出席するための旅費の支払いを受けることはできません。
- 自分の地区外で開催される地区会議は、請求コンプライアンス課の事前承認が必要です。
- 以下を訪問、あるいは以下が結成されるまでの期間の訪問：
 - レオクラブ
 - クラブ支部
 - 奉仕事業
 - チャーター行事（周年記念、贈呈式、チャーターナイト、祝賀会など）

以下に対する経費：

- ゾーンおよびリジョン会議
- フォーラム
- 葬儀/追悼式
- 自分の地区外で開かれた国際会長/副会長訪問行事
- 地区ガバナー以外の人に対する食事代/旅費
- 事務経費
- 計画会議

経費請求のための詳しい情報については、[地区ガバナー旅費支払請求書記入のための留意点](#)をご覧ください。